

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

須崎市は古くから交通及び物流の要衝として第一次産業を中心に栄えてきた街であり、現在も高幡広域1市4町の中核的な都市である。昭和43年3月末には33,328人であった人口は、年々減少の一途をたどり、令和5年3月末には19,884人となり、その減少率は40.3%に上る。都市部への人口集中や道路交通網の整備などを背景とした若年層の流出と少子化及び高齢化が進展しており、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

須崎市は、黒潮と接する温暖な気候と恵まれた自然条件のもと、農林水産業を中心とした第一次産業と須崎港を中心とした第二次産業で発展してきた。第一次産業では、平野部から山間部まで広域にわたり展開される施設園芸が盛んで、ミョウガは日本一の生産量を誇り、沿岸漁業を中心とした鮮魚の水揚げは魚種も豊富で、野見湾・浦ノ内湾で養殖されるタイ・カンパチとともにブランド化されているが、とりわけ水産業においては、高齢化や後継者不足により深刻な状況となっている。

第二次産業においては、臨海エリアを中心にセメントや鋁業、電子部品製造などの優良企業の誘致や石灰工場、製材業の操業に高度経済成長も相まって数十年間一定の水準を保っていたが、バブル崩壊を機とした長引く景気低迷により鈍化傾向にあり、そうした影響は建設業で顕著となっている。

また、市内全域に所在する製造関連の事業所数は一定数を保っており、地場産業の下支えとしての機能が期待されるものの、近年、生産年齢人口の減少に伴う人手不足が問題となっており、ひいては技能・技術の承継問題につながることを懸念される。

一方で、主要駅及び国道沿いを中心に事業を展開する卸小売・飲食店やサービス業といった第三次産業の就業人口は、産業構造の変化に伴い約6割を占める状況となっている。こうした産業構造の変化傾向が今後も続くとともに、さらなる人手不足や後継者不足等の課題を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、須崎市では市内中小企業を後押しするため、平成28年に「創業支援事業計画」を策定するとともに、「すさきがすきさ産業振興計画」(平成27年策定)に基づき、補助事業等の対策を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に２件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

須崎市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が須崎市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

須崎市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、須崎市内全域とする。

（２）対象業種・事業

須崎市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が須崎市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４ 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年7月1日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。